

## 第51回山梨県環境保全審議会会議録

1 日 時 平成30年3月26日(月)午後2時～午後3時45分

2 場 所 県防災新館303・304会議室

3 出席者 委員(敬称略)青木進、秋山教之、風間ふたば、岸いず美、輿水達司、後藤聡、小林拓、坂本昭、島崎洋一、杉本光男、武田哲明、永井寛子、萩原雄二、平山公明、藤田義治、藤巻光美、望月一二、山縣然太郎、山本紘治、湯本光子、横内幸枝、渡部美由紀

4 傍聴者等の数 4人

5 次 第

(1) 第51回山梨県環境保全審議会

ア 開会

イ あいさつ

ウ 新委員紹介

エ 議事

(2) 閉会

議事に付した事案の件名

[審議事項]

(1) 温泉法に基づく動力装置の許可について

(2) 平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画(案)について

(3) 第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

[報告事項]

(1) 山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について

## 6 議事の概要

14:00	<b>1 開 会</b>	
司 会 (森林環境総務課 森林企画監)		定刻となりましたので、ただ今から、第51回山梨県環境保全審議会を開会いたします。
	<b>2 あいさつ</b>	
	<b>部長あいさつ</b>	
部 長		部長あいさつ
	<b>会長あいさつ</b>	
風 間 会 長		会長あいさつ
	<b>新委員紹介</b>	
司 会		ここで、新たに就任された委員を御紹介させていただきます。山梨県市長会 理事の高木 晴雄委員につきましては、本日は所用のため御欠席となっております。また、昨年7月に就任され、本日まで出席いただいている委員をご紹介します。山梨県商工会議所連合会(甲府商工会議所 環境問題委員長)の藤田 義治委員です。
司 会		次に、出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。本日は、そのうち、22名の出席をいただいておりますので、規定により本審議会が成立していることを御報告します。本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第7条等に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。それでは、議事に入らせていただきます。
	<b>3 議 事</b>	
	<b>審議事項</b>	

会 長	はじめに、審議事項（１）の「温泉法に基づく動力装置の許可について」を議題とします。これは、温泉法第３２条の規定に基づく審議事項です。この件につきましては、２月７日に温泉部会が開催されました。部会での審議結果について、温泉部会長から、報告をお願いします。
温泉部会長	審議事項（１）資料により、温泉部会長が説明、報告
会 長	温泉部会からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
	異議なし
会 長	それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。
会 長	次に、審議事項（２）の「平成３０年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」を議題とします。これは、水質汚濁防止法第２１条の規定に基づく審議事項です。この件につきましては、事務局から報告をお願いします。
大気水質保全課長	審議事項（２）資料により、事務局が説明、報告
会 長	事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委 員	資料２ページ目の（７）概況調査における地区の見直しで、Ａ地区が２地区増加していますが、これはこの１年内に有害物質使用特定事業場のある地区が増えたため追加されたということですか。
大気水質保全課長	調査地区の見直しは４年に１回行っております。この４年の間に見直しをしたところ、有害物質使用特定事業場のある地区が増加したため、Ａ地区が２地区増加しました。
委 員	地下水の水質調査地区は２地区増加しましたが、公共用水域についてはそういった見直しはなかったのですか。
大気水質保全課長	公共用水域は５年に１回見直しを行っています。地下水と公共用水域は別の基準で見直しております。

会	長	<p>それでは、審議事項（２）の「平成３０年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について」は御異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
会	長	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
会	長	<p>次に、審議事項（３）の「第１２次鳥獣保護管理事業計画の変更について」を議題とします。これは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第４条の規定に基づく審議事項です。この件につきましては、２月２日に開催された鳥獣部会において審議されました。部会での審議結果について、鳥獣部会長から、報告をお願いしたいと思いますが、その前に計画変更の概要について、事務局から説明をお願いします。</p>
みどり自然課長		<p>審議事項（３）資料により、みどり自然課長が説明・報告</p>
会	長	<p>引き続き、山本部会長から報告をお願いします。</p>
鳥獣部会長		<p>鳥獣部会での審議状況を説明、報告</p>
会	長	<p>事務局及び鳥獣部会長からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委	員	<p>希少動物種からオオタカが除外されることは分かりましたが、結局何が変わったのでしょうか。捕獲や飼育等、今までできなかったことができるようになったのですか。</p>
みどり自然課長		<p>以前は国の許可で捕獲等を行っていました。今回の変更で、県が許可を出すようになりますが、許可の条件は厳しく、よほどのことがなければ許可は出来ませんので、事例としてはあまりないであろうと思います。飼育も公的機関でなければできません。</p>
会	長	<p>それでは、審議事項（３）の「第１２次鳥獣保護管理事業計画の変更について」は御異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
会	長	<p>それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定</p>

	<p>されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><b>報告事項</b></div>
会 長	<p>続いて、報告事項に移ります。報告事項(1)の「山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について」を議題とします。これは、山梨県地球温暖化対策条例第9条に基づく報告事項です。この件について、地球温暖化対策部会長から説明をお願いします。</p>
地球温暖化対策部会長	<p>報告事項(1)資料により、地球温暖化対策部会長が説明、報告</p>
会 長	<p>それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
エネルギー政策課長 (代理)	<p>詳細について、エネルギー政策課長(代理)が報告</p>
会 長	<p>地球温暖化対策部会長及び事務局からの報告が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>最新値のデータが2014年の数値なのはなぜですか。2016年まで出せないのでしょうか。</p>
エネルギー政策課長 (代理)	<p>二酸化炭素排出量算定の基となる都道府県別エネルギー消費統計は、3年前の数値が最新となっているため、2014年までのデータとなっております。</p>
会 長	<p>報告事項(1)の「山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況について」地球温暖化対策部会長及び事務局から報告がありました。 本日の議事については、以上で終了いたします。委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><b>4 閉 会</b></div>
司 会	<p>本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。委員の皆様には御審議、ありがとうございました。これをもちまして「第51回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>